

あんしんハローライトプラン利用支援事業 利用説明書

この事業は、ヤマト運輸「あんしんハローライトプラン」の利用料を、矢巾町社会福祉協議会が1年間半額を補助し、矢巾町内の見守り環境を整えることを目的としています。

○申請の流れについて

- ① 社協に連絡し申請様式を受け取る。
- ② 申請様式に必要事項を記入し送付・提出する。
 - (1) ヤマト運輸に提出
 - ・ クロネコ見守りサービスハローライト訪問プランサービス申込書
 - ・ 預金口座振替依頼書（支払方法を口座振替とした場合のみ）
 - ※ 契約者（＝支払者）が見守られる本人の場合でも、メールアドレスの登録が必須となります。
 - ※ ヤマト運輸ホームページから申請の場合は、必要事項を入力したページを印刷したものを添付。
 - (2) 矢巾町社会福祉協議会に提出
 - ・ あんしんハローライトプラン利用支援事業利用申請書
 - ・ ヤマト運輸に提出する書類2つの写し
 - ※ 安否確認の通知先のひとつに必ず社協を登録ください

○利用開始と申請時期について

利用開始	申請時期
第1期：令和6年 4月から利用	令和6年 3月末頃までに申請
第2期：令和6年 7月から利用	令和6年 6月末頃までに申請
第3期：令和6年 10月から利用	令和6年 9月末頃までに申請
第4期：令和7年 1月から利用	令和6年 12月末頃までに申請

申請後ヤマト運輸(株)より本人宛に電球設置日程の調整連絡があり、電球の設置（＝利用開始）となります。電球設置日が1～9日の場合、その月の利用分から請求が発生し、10日以降の場合は次の月の利用分から請求が発生します。

○支払いと補助金の振込みについて

- ・ 利用者からヤマト運輸(株)に対し、月額利用料（税込 1,078 円）をお支払いください。
- ・ 補助金は半年に一度、社協より利用者の金融機関の口座に振り込みます。
- ※ 口座をお持ちで無い方は利用できませんのでご了承ください。

〒028-3615 矢巾町南矢幅 13-123 社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会 TEL：611-2840 FAX：697-8967
--